



鹿屋市立田崎中学校 田崎中だより

校訓「向学・協力・自律・奉仕」

第2号 令和5年5月8日

発行・文責：校長 竹崎 賢一

5日間という大型連休が終わりました。大きな事件や事故の発生もなくほっとしています。子どもたちは、それぞれの目標に向かって活動を充実させていく1学期になります。学校と保護者・地域が一体となって、自分の目標が何なのかを繰り返し確認させ、こどもたちの日々を充実させる、そんな1学期にさせていきましょう。

【いじめ問題について】

4月10日から4月14日まで「いじめ問題を考える週間」でした。クラス替えがあり、人間関係がリセットされる年度当初のこの時期だからこそ、考えてほしい問題です。本校の教育目標は「豊かな人間性を備え、力強く未来を切り拓く児童生徒の育成」であり、自他の人格を尊重し、思いやりと向上心のある生徒の育成をめざしています。入学式の式辞の中でも、自分のまわりの人たちに感謝することを通して心の豊かさを培っていくんだという話をしたところです。感謝する心をもてず逆にいじめでつらい思いをさせるのであるならば、とうてい心豊かな生徒になることは叶いません。心が貧しい人間が充実した人生を送ることができるはずありません。

いじめについては、これまでも、様々な機会に、様々な人たちが、様々に訴えてきています。しかし、依然としていじめはなくなっていません。事実、本校でも、心ない言葉や態度、行動などで友人を傷つける事案が発生しています。自分の発言や行動で、相手が傷ついてしまうということを想像することができない。相手を傷つけることが、まわりまわって、やがては自分を傷つけることになるという因果応報を想像できない。そんな人としての基本的な、必要不可欠なイマジネーションの欠如の問題は、現代の若者たちの、本校の生徒たちの大きな課題です。

そうした問題の解決策として有効であると考えられているのが読書です。読書では、様々な登場人物の気持ちになって読み進める感情移入という体験をすることができます。強い人物、弱い人物、優しい人物、厳しい人物、いろいろな感情を味わうことで、読み手である自分の中に様々な感情を理解する力が培われます。このときの主人公はこんな気持ちなんだ、あのときの仲間はきっとこんな気持ちだったんだろう、とか。

そのことは、やがて、学級の中の隣の友だちや、後ろの友だちの気持ちを理解する力になります。あの子はなぜ泣いているんだろう、あの子はなぜうつむいているんだろう、なぜ笑わないんだろう。そして、そんな風に考えることができるようになった子は、今度は他者の気持ちを通して、自分の気持ちを理解できるようになります。今自分はなに苦しんでいるんだろう、何を求めているんだろう。どうあれば自分は幸せを実感できるんだろう、そんな風に自分の感情を理解することができるようになる、なんて望ましいことでしょうか。

読書の効用については、読解力であったりとか表現力であったりとか、即物的な面で語られることが多いようですが、実は気持ちの豊かさを育てるということであるとわたしは考えています。文を読み、頭の中で味わうことは、ゲームやテレビといった視覚的な刺激よりも理解の深さも違いますし、なによりいつまでもその読み手の心の中に残り続けます。

いじめ問題の解決は、学校の体制であったり、啓発方法であったり、認知方法であったりしますが、なによりも人を尊ぶ心の育成が肝要であると考えています。その心を育てるために、学校では様々な体験的活動や道徳を計画的に実施します。読書活動ももちろん推進します。ご家庭でも、時に子どもと向き合い、人としての大切な物について、人生の先輩として懇々と教え諭す、そんな時間があったらいいと思います。難しく考える必要はないので、自分の言葉で自分の思いを語る。「いじめ問題を考える週間」だからこそ、家庭でも考えてみたいものですね。

【いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）】

5月1日にPTA総会が開催され、学校経営方針について説明する中で、本校はコンプライアンスの徹底を図るということ述べ、いじめ防止対策推進法について触れました。今号では、その条文等について、一部抜粋して掲載いたします。ご家庭でもぜひ話題にしてください。

第二条（定義） この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

第四条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。

第八条（学校及び学校の教職員の責務） 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第九条（保護者の責務等） 保護者は、子の教育において第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

第十三条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では、いじめは人間として絶対に許されない行為であるとの認識を職員全体で共有し、いじめを把握した場合には迅速かつ適切に対応するとともに、学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等を推進し、生徒たちの、いじめに向かわない態度・能力の育成に努めます。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。